

岡山大学埋蔵文化財調査研究センター規程

〔平成16年4月1日〕
岡大規程第93号

改正 平成20年3月31日規程第28号
平成23年3月31日規程第26号
平成23年9月27日規程第84号
平成26年1月28日規程第1号
平成31年3月29日規程第63号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人岡山大学管理学則（平成16年岡大則第1号）第26条の規定に基づき、岡山大学埋蔵文化財調査研究センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、岡山大学(以下「本学」という。)の敷地内の埋蔵文化財について、次の各号に掲げる業務を行い、もって埋蔵文化財の保護を図ることを目的とする。

- 一 埋蔵文化財の発掘調査に関すること。
- 二 発掘された埋蔵文化財の整理及び保存に関すること。
- 三 埋蔵文化財の発掘調査報告書の作成等に関すること。
- 四 その他埋蔵文化財の保護に関する重要な事項

(自己評価等)

第3条 センターは、センターに係る自己点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行い、その結果を公表する。

2 前項の自己評価については、本学の職員以外の者による検証を受けることを原則とする。

(教育研究等の状況の公表)

第4条 センターは、教育研究及び組織運営の状況等について、定期的に公表する。

(センター長)

第5条 センターにセンター長を置く。

- 2 センター長は、事務局長をもって充てる。
- 3 センター長は、センターを代表し、その業務を総括する。

(副センター長)

第6条 センターに副センター長を置く。

- 2 副センター長は専門的知識を有する本学の教授のうちから学長が任命する。
- 3 副センター長は、センター長の職務を助ける。
- 4 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(調査研究室)

第7条 センターにセンターの業務を処理するため調査研究室を置く。

- 2 調査研究室は、室長、センター専任の教員及びその他必要な職員で構成する。
- 3 室長は、専門的知識を有する本学の教員のうちからセンター長の推薦に基づき、学長が任命する。
- 4 室長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 5 調査研究室の構成員は、センター長の命を受け、センターの業務に従事する。

(調査研究専門委員)

第8条 センターに、センターの業務のうち特に専門的な事項についての調査研究の推進

を図るため、調査研究専門委員（以下「専門委員」という。）を置く。

2 専門委員は、本学の教員のうちからセンター長が委嘱する。

3 専門委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

（運営委員会）

第9条 センターに、センターの運営に関する重要な事項を審議するため、岡山大学埋蔵文化財調査研究センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し、必要な事項は、別に定める。

（事務）

第10条 センターの事務は、施設企画部施設企画課において処理する。

（雑則）

第11条 この規程に定めるもののほか、センターに関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年1月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。